

農業経営基盤の強化の 促進に関する基本方針

(魅力とやりがいのある農業をめざして)

平成 2 2 年 3 月

栃 木 県

基本方針策定の考え方

1 基本方針策定及び見直しの趣旨

県は、平成 5 年 1 1 月、農業経営基盤強化促進法に基づき、目指すべき農業経営や農業構造を明確化し、農業経営基盤の強化に資する基本方針を策定し、平成 1 2 年 3 月見直しを行い、農地保有合理化事業や農業経営基盤強化促進事業を積極的に活用するなど、認定農業者の確保・育成や認定農業者等への農地の利用集積を進めてきた。

平成 1 1 年 7 月、国においては、食料の安定供給の確保、農業農村の多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を柱とする「食料・農業・農村基本法」を制定し、平成 1 7 年 3 月には、新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、担い手の明確化と支援の集中化・重点化、経営安定対策の確立、環境保全に対する支援導入、農地・農業用水などの資源の保全管理施策の構築など、新たな政策の方向性が示された。

さらに、農業経営基盤強化促進法の一部改正が平成 1 7 年 9 月に施行され、農地の担い手への利用集積対策や遊休農地解消対策等について強化された。

これらを踏まえ、県は、栃木県農業振興計画との整合性を図りつつ、基本方針の見直しを平成 1 8 年 3 月に行った。

今回、農地の面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）を推進する農地利用集積円滑化事業の創設を主とした農業経営基盤強化促進法の一部改正が平成 2 1 年 1 2 月に施行されたことに伴い、基本方針の一部見直しを行った。

なお、本基本方針の計画期間は、平成 1 8 年 3 月から 1 0 年間とする。

2 基本方針の役割と性格

本基本方針は、農業経営基盤強化促進法の趣旨に沿って、農地の流動化の一層の推進等を通じた土地利用型農業を中心とする担い手の育成の目標及び農業構造の目標等を地域別に明らかにすることにより、本県における農業経営基盤の強化を促進する基本的指針とするとともに、市町村が策定する基本構想の指針とする。

第１ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

１ 本県農業の方向

本県農業は、首都圏に位置する地理的優位性を最大限に生かした農業振興の基本目標として、米麦・園芸・畜産の調和のとれた首都圏農業の確立を掲げ、魅力とやりがいのある産業としての農業の確立を図ることを目指している。

このため、農業の持つ公益的で多面的な機能を生かしながら、多様なニーズに対応できる強い農業の確立や地域農業を支える担い手の育成を推進するとともに、環境に配慮した農業・農村の形成を図り、地産地消等の食と農の交流促進や元気で個性的な農村の形成等の施策を、総合的に実施していくことが重要である。

特に、担い手の確保・育成については、今後とも積極的に認定農業者の確保・育成を図るとともに、女性農業者や青年農業者に対しても認定農業者への誘導を図り、また、地域における合意形成を基本に、農業生産の中核となる認定農業者等と小規模な兼業農家、高齢者等との役割分担を考慮した集落営農組織の育成を図る。

さらに、担い手等への農地の利用集積により稲・麦・大豆を中心とした総合的な土地利用型農業の体質強化を図り、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を図る。

これらの取組により、地域全体で首都圏農業がさらに躍進できるような農業生産のシステムづくりを推進する。

２ 具体的施策の方向

今後１０年間を見通し、育成すべき農業経営の目標及び目指すべき農業構造の明確化を図り、それらの実現に向けて各種施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るものとする。なお、効率的かつ安定的な農業経営だけでは農業生産の相当部分を担うことが困難な場合もあること等から、地域農業の維持・発展のために必要な多様な経営の姿を示すものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

魅力とやりがいのある農業を実現するため、農業者の創意と工夫により、地域の他産業従事者と均衡する水準の労働時間と生涯所得が確保できる農業経営の目標を次のとおりとする

主たる従事者一人当たり	
年間総労働時間	2,000時間
年間農業所得	580万円

また、このような農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うことができる農業構造の確立を図る。

これらの目標を達成するため、認定農業者の確保・育成と、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなどの集落営農組織の育成を、重点的に行い実効を上げるため次の施策を総合的に推進する。

担い手の確保及び育成のための活動強化

担い手育成のための支援措置の集中化・重点化

ゆとりある経営の推進

農用地利用調整活動の強化

農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体の体制強化

農用地利用集積のための支援措置の充実

(2) 地域の実情に即した多様な人材等の位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な人材等を以下のように位置づけ、その育成を図る。

効率的かつ安定的な農業経営を補完する受託組織等

農作業の受託等を通じて育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして、市町村、農協等が参画した第3セクター組織や農業サービス事業体等の農作業受託組織の育成を図る。

女性等の積極的な農業経営への参画促進

農村における女性は、農業就業人口の過半を占め、農業生産の重要な役割を担っていることから、家族経営協定の締結の促進や農業経営改善計画の共同申請の推進を通じて、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

また、地域の実情に応じて、女性、高齢者や小規模な兼業農家等が連携協力して、集落営農組織への参加や健全な地域の発展を図る。

なお、これらの取組によっても、なお担い手の確保が見込めない地域においては、農協自らによる農業経営や地域との調和に配慮した他産業からの新規参入をすすめる。

(3) 地域別経営体育成の方向

各地域において一層の農地の流動化を推進し、地域の実情に即した経営の推進により効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

また、個別経営体・組織経営体に加え、それぞれの地域の実情に即し必要に応じて多様な人材を位置づけ、育成を図るものとする。

ア 県北地域（塩谷、那須、南那須地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び転作田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営を中心に、施設園芸と稲作等とを組み合わせた複合経営や稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営の個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排泄物の適正管理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、酪農においては飼養頭数に見合った自給飼料確保のための農地の集積を推進して経営安定を図り、肉用牛繁殖経営については、良質自給飼料を活用した稲作等との組み合わせによる準単一複合経営を中心に育成を図る。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

イ 県央地域（河内、上都賀、芳賀地域）

この地域は、主に稲・麦・大豆等の土地利用型農業を基幹とした大規模な単一経営及び転作田の有効活用等により、土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排泄物の適性管理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、

養豚、肉牛肥育等を中心に経営体質を強化した単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

ウ 県南地域（下都賀、安足地域）

この地域は、米麦二毛作に大豆等を組み合わせた土地利用型の単一経営及び転作田の有効活用等により土地利用型作物と露地野菜等の園芸作物とを組み合わせた準単一複合経営や複合経営、更に稲作部門の外部委託等による集約型の施設園芸単一経営を中心に個別経営体・組織経営体を育成する。

畜産については、家畜排泄物の適性処理と堆肥の広域的利用の推進を図りつつ、肉牛肥育を中心に経済肥育により経営体質を強化し単一経営を中心に育成する。

また、稲作等の主要作業を受託する営農集団、さらに、集落を基礎とした組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有する集落営農組織を育成する。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、個別経営体・組織経営体の主要なモデル的経営類型について、その基本的指標を地域の実態及び農業生産の方向に即して次の観点から示すものとする。

モデル的経営類型は、適応地域の特色を生かした類型とした。

個別経営体の年間所得目標を、主たる従事者一人当たり580万円程度とする。

主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は、おおむね2,000時間とし、休日は1週間当たり1日確保することを原則とし、また、保有労働時間（補助的従事者として1～2人）を上回った場合は、雇用労働力を導入することとする。

組織経営体における主たる従事者は3人とする。

水稻及び麦大豆等の作付けが小面積の場合は、土地利用型の経営体等に作業を委託することとし、経営類型には加えない。

モデル的経営類型の適応地域

	主な適応地域 経営類型名	河内	上都 賀	芳賀	下都 賀	塩谷	那須	南那 須	安足
1	水稲＋麦＋大豆	○	○	○	○	○	○	○	○
2	水稲＋うどん		○			○	○	○	
3	水稲＋麦＋ねぎ	○	○	○	○	○	○	○	○
4	水稲＋麦＋夏秋なす	○		○	○	○	○	○	
5	いちご	○	○	○	○	○	○	○	○
6	冬春トマト	○	○	○	○	○	○	○	○
7	冬春きゅうり＋秋きゅうり	○	○	○	○	○	○	○	○
8	にら	○	○	○	○	○	○	○	○
9	ほうれんそう＋だいこん		○			○	○		
10	トマト＋レタス＋水稲	○		○	○				
11	たまねぎ＋水稲	○	○	○	○	○			○
12	こんにゃく＋水稲		○	○				○	
13	なし	○	○	○	○	○	○	○	○
14	ぶどう				○				
15	スプレーギク	○	○	○		○	○		
16	鉢物（シクラメン＋鉢物等）	○	○	○	○	○	○	○	○
17	酪農	○	○	○	○	○	○	○	○
18	肉用牛（肉専繁殖）＋水稲	○	○	○		○	○	○	
19	肉用牛（肉専肥育）	○	○	○	○	○	○	○	○
20	養豚	○	○	○	○	○	○	○	○
21	組織経営体（水稲＋麦＋大豆 50ha 規模）	○	○	○	○	○	○	○	○
		17	18	18	16	18	17	16	13

モデル的経営類型の指標

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等	
No 1 水 稲 + 麦 + 大 豆	<作付面積等> 水稲 = 10.0 ha 麦 = 6.0 ha 大豆 = 6.0 ha <経営面積> 16.0 ha	<資本装備> ・トラクター (60 ps) 1台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン (4条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (45石) 2台 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入	
No 2 水 稲 + う ど	<作付面積等> 水稲 = 6.0 ha うど = 2.5 ha <経営面積> 8.5 ha	<資本装備> ・トラクター (34 ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 <その他> ・うどは水田作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入	
No 3 水 稲 + 麦 + ね ぎ	<作付面積等> 水稲 = 6.0 ha 麦 = 2.5 ha ねぎ = 0.8 ha <経営面積> 9.3 ha	<資本装備> ・トラクター (34 ps) 1台 ・ロータリー ブロードキャスター ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (30石) 2台 <その他> ・ねぎ、麦は水田作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入	
No 4 水 稲 + 麦 + 夏秋なす	<作付面積等> 水稲 = 6.0 ha 麦 = 3.0 ha 夏秋なす = 0.4 ha <経営面積> 9.4 ha	<資本装備> ・トラクター (34 ps) 1台 ・ロータリー ブロードキャスター ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (30石) 2台 <その他> ・夏秋なす、麦は水田作とする ・作付けの団地化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入	

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等	
No 5 いちご	<作付面積等> いちご = 0.5 ha <経営面積> 0.5 ha	<資本装備> ・ビニールハウス (5,000 m²) 自動換気・カーテン装置 夜冷施設、予冷施設装備 <その他> ・出荷規格の簡素化	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入	
No 6 冬春トマト	<作付面積等> 冬春トマト = 0.55 ha <経営面積> 0.55 ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス (5,500 m²) 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入	
No 7 冬春きゅうり + 秋きゅうり	<作付け面積等> 冬春きゅうり = 0.4 ha 秋きゅうり = 0.3 ha <経営面積> 0.4 ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス (2,000 m² × 2 棟) 他	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入	
No 8 にら	<作付面積等> にら = 0.7 ha <経営面積> 0.7 ha	<資本装備> ・ビニールハウス (7,000 m²) ・にら搾取機	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入	
No 9 ほうれんそう + だいこん (高冷地野菜)	<作付面積等> ほうれんそう = 1.5 ha だいこん = 3 ha <経営面積> 4.5 ha	<資本装備> ・トラクター (60 ps) 1 / 4 台 トラクター (22 ps) 1 台 ・予冷施設 ・雨よけハウス (15,000 m²)	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入	
No 10 トマト + レタス + 水稲	<作付面積等> トマト = 0.4 ha レタス = 0.9 ha 水稲 = 6.0 ha <経営面積> 6.4 ha	<資本装備> ・トラクター (34 ps) 1 台 ・大型連棟ハウス (4,000 m²) ・小トンネルハウス (90 a) ・田植機 (5 条植) 1 台 ・コンバイン (3 条刈) 1 台 ・乾燥は RC、CE 利用 又は乾燥機 (25 石) 2 台	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入	

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等	
№ 1 1 たまねぎ + 水 稲	<作付面積等> たまねぎ = 2.5 ha 水稲 = 6.0 ha <経営面積> 8.5 ha	<資本装備> ・トラクター (34 ps) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (25石) 2台 ・たまねぎ省力機械化体系	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入	
№ 1 2 こんにゃく + 水 稲	<作付面積等> こんにゃく = 3.0 ha 水稲 = 4.0 ha <経営面積> 7 ha	<資本装備> ・トラクター (30 ps) 1/2台 ・貯蔵庫 (83 m²) ・生子植付機 ・田植機 (5条植) 1/2台 ・コンバイン (3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機 (24石) 1台	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入	
№ 1 3 な し	<作付面積等> なし = 2.5 ha <経営面積> 2.5 ha	<資本装備> ・トラクター (22 ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (1000 L) 1台 ・ハンマーナイフモアー 1台 (幅80 cm) ・多目的防災網 (250 a)	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入	
№ 1 4 ぶ どう	<作付面積等> ぶどう = 1.2 ha <経営面積> 1.2 ha	<資本装備> ・トラクター (22 ps) 1台 ・スピードスプレーヤー (600 L) 1台 ・ハンマーナイフモアー 1台 (幅80 cm) ・露地 (多目的防災網30 a) ・ハウス (60 a) ・雨よけハウス (30 a)	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制導入 ・臨時雇用の導入	
№ 1 5 スプレー ギク	<作付面積等> スプレーギク = 0.5 ha (親株床5a含む) <経営面積> 0.5 ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス (5,000 m²) ・灌水施設 (5,000 m²) ・冷蔵庫 ・選花機 他	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入	
№ 1 6 鉢 物 (シクラ メン+その 他鉢物)	<作付面積等> 鉢物 = 0.3 ha (シクラメン、 ゼラニウム等) <経営面積> 0.3 ha	<資本装備> ・大型連棟ハウス (3,000 m²) ・暖房、灌水施設 (3,000 m²) 他	・複式簿記記帳 ・青色申告の実施	・家族経営協定に基づく給料制、休日制の導入 ・常時雇用の導入	

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等	
№17 酪農	<作付面積等> 成牛 = 50頭 育成牛 = 15頭 飼料作物 = 10ha <経営面積> 成牛 50頭	<資本装備> ・牛舎 1棟 500m² (バンクリーナ方式) ・サイロ 1棟 440m² (サイロクレーン装備) ・トラクター(68ps) 1/4台 トラクター(30ps) 1台 ・堆肥舎 1棟 ・尿溜 1基	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 制導入 ・常時雇用 の導入 ・ヘルパー の活用	
№18 肉用牛 (繁殖) + 水稲	<作付面積等> 成牛 = 40頭 育成牛 = 8頭 水稲 = 3ha 飼料作物 = 4ha <経営面積> 成牛 40頭	<資本装備> ・牛舎(400m²) 1棟 ・サイロ(160m²) 1棟 ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎 1棟 ・田植機(5条植) 1/2台 ・コンバイン(3条刈) 1/2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(24石) 1台	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 制の導入 ・臨時雇用 の導入	
№19 肉用牛 (肉専肥育)	<作付面積等> 肉牛 = 120頭	<資本装備> ・牛舎(800m²) 1棟 ・トラクター(28ps) 1台 ・堆肥舎(300m²) 1棟	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 制の導入 ・常時雇用 の導入	
№20 養豚	<作付面積等> 繁殖豚 = 110頭 出荷肉豚 = 2,200頭	<資本装備> ・繁殖豚舎(240m²) 2棟 ・種雄豚舎(120m²) 1棟 ・育成豚舎(80m²) 1棟 ・分娩豚舎(58m²) 1棟 ・肉豚舎(350m²) 2棟 ・ふん尿処理施設 1基	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・家族経営 協定に基 づく給料 制、休日 制の導入 ・常時雇用 の導入	

(組織経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等	
№21 水稲 + 麦 + 大豆 (主たる従 事者3人)	<作付面積等> 水稲 = 32ha 麦 = 18ha 大豆 = 18ha <経営面積> 50ha その他作業受託	<資本装備> ・トラクター (80、40、34ps) 各1台 ・田植機(6条植) 2台 ・コンバイン(6条刈) 2台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(40石) 2台 (50石) 3台他 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二 毛作とする ・作付けの団地化	・複式簿記 記帳 ・青色申告 の実施	・給料制の 導入、休 日制の導 入 ・従事者全 員の社会 保険への 加入 ・臨時雇用 の導入	

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

- 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、これらの経営に対する農用地の利用集積に関する目標を、当面、次のとおりとする。

なお、農用地の利用集積にあたっては、より効率的な農業経営を可能とするため、面的集積を推進する。

効率的かつ安定的な農業経営が農用地利用に占める面積のシェアの目標
おおむね 50～60%

(注) シェアの目標には、基幹的農作業(水稲については、耕起・代かき、田植、収穫、その他の作物については、耕起、播種、収穫等)を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

- 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的事項

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの経営を営む者が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標を達成するため、今後10年間に、より一層の農地流動化と農作業受委託等を推進するため、積極的に各種施策に取り組むものとする。

このため県は、農業経営基盤の強化を推進する目的で設置された栃木県担い手育成総合支援協議会や関係機関・団体等との連携のもと、次の事業を活用して推進することとする。

農業経営基盤強化促進事業	利用権設定等促進事業
	農地保有合理化事業の実施を促進する事業
	農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
	農用地利用改善事業の実施を促進する事業
	その他(農作業受委託促進事業等)

特に、農地の流動化や農地の維持管理については、市町村段階の農地利用集積円滑化団体の活用を図る。

なお、農業経営基盤強化促進事業を円滑に推進するためには、市町村、農業委員会、農業協同組合等で構成される市町村担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者への支援や集落段階における土地利用調整、ほ場の大区画化を推進するための基盤整備事業等の積極的な導入など、関係機関・団体が連携し活動に取り組むことが重要であるので、その推進体制の強化を図る。

また、これらの事業をより効果的に実施するため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積その他農業経営基盤の強化を促進するための支援措置が効果的かつ重点的に実施されるよう、農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

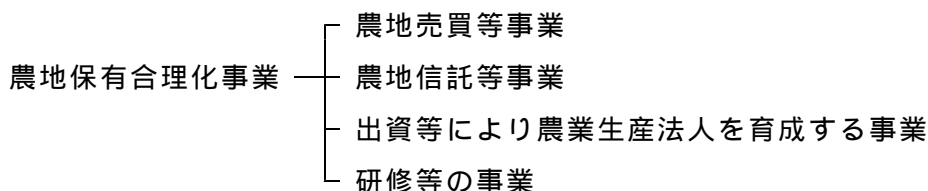
さらに、認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

なお、経営体の育成に当たっては、経営の熟度に応じて法人化へ誘導するとともに、農業生産法人制度の趣旨に即して、健全な経営の育成に資するよう適正な運用に努める。

2 県の区域を事業実施区域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

- (1) 県の区域を事業実施区域として、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定める農地保有合理化事業を行う法人は、財団法人栃木県農業振興公社とする。
- (2) 財団法人栃木県農業振興公社は、農地保有合理化法人の持つ農用地等の中間保有や再配分の機能を活用し、次に掲げる事業の範囲内において農地保有合理化事業を実施する。また、これらの事業実施に当たっては、市町村段階の農地利用集積円滑化団体との十分な連携のもと、効果的な推進を図る。

(財) 栃木県農業振興公社が担う農地保有合理化事業



3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、全ての市町村において農地利用集積円滑化事業の実施を推進する。

このため、栃木県担い手育成総合支援協議会及びその構成機関・団体と十分な連携を図り、農地利用集積円滑化事業実施に向けた指導・助言・情報提供等を行うものとする。